資料１－１

「千葉県国民健康保険運営方針」（対象期間 H30～R5）の中間見直しについて

国民健康保険制度の改正に伴い、県は平成２９年１２月に、国保制度の安定的な財政運営及び市町村の事業運営の広域化や効率化を図るための統一的な方針として「千葉県国民健康保険運営方針」を策定しました。（国民健康保険法第８２条第１項）

今年度は、対象期間の中間年に当たり、必要な見直しを行うこととしているため、国が示す「国保運営方針策定要領（改定版）」の考え方を踏まえ、市町村など関係機関の意見を伺いながら、中間見直しを行うこととしたい。

１　「千葉県国民健康保険運営方針」の構成

○千葉県の国民健康保険の現状・運営に当たっての基本的な考え方を整理

被保険者数の減少傾向	実質収支の恒常的な赤字	一人当たり医療費の増加傾向
⇩	⇩	⇩
財政リスク増加への対応	計画的な財政収支の改善	医療費適正化による伸び率抑制

→「持続可能な国民健康保険制度の運営を目指す」ことを基本理念として共有、役割を明確化

○個別の取組・方針の提示

財政運営の考え方　　保険料の標準的な算定方法　　保険料徴収・保険給付・医療費の適正化

２　「国保運営方針策定要領（改定版）」における主な改正点（国が期待しているポイント）

国保制度改革が順調に実施されていることを踏まえ、「国保の広域化の趣旨の深化」を一層図る観点から、主に次の点について見直しが期待されているところ。

法定外繰入等の解消を含めた財政運営の一層の健全化

・法定外繰入等の計画的・段階的な解消
・実効的な赤字解消計画の策定・実行の推進（市町村ごとの見える化）

都道府県内保険料水準の統一

・将来的に統一を目指すことを明確化
・統一の定義や目指すべき方向性について、市町村との議論を深化

医療費適正化等の一層の推進

・都道府県を中心とした糖尿病性腎症重症化予防の取組の推進
・都道府県による市町村保健事業の積極的な支援